

三野地区はねっと推進会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、三野地区はねっと推進会（以下「本会」という。）と称し、事務局を三好市社会福祉協議会三野支所に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域福祉推進の視点から、共同募金配分金等の活用による地区の見守り活動やサロン等の地域福祉活動をとおして「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の推進を目的とする。

(組織)

第3条 本会は、三好市社会福祉協議会三野支所会費・善意銀行運営委員会の組織をもって構成する。

- 2 本会に会長1名及び副会長1名並びに監事2名を置く。
- 3 会長及び副会長については、支所会費・善意銀行運営委員会の委員長・副委員長をもって充てる。
- 4 監事2名は委員の互選により選出する。
- 5 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長がその職務を行行する。
- 7 監事は、会務及び会計を監査する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 本会の会議は、総会とする。

- 2 会議は、会長がこれを招集し議長となる
- 3 必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(審議事項)

第6条 総会は、次にあげる事項を審議する。

- 2 助成金の運用、取り扱いに関する事項
- 3 その他、本会に必要な事項

(細則)

第7条 この会則に定めのない事項が発生した場合は、その都度会で定める。

(会則の改廃)

第8条 この会則の改廃は、総会出席者の過半数の同意により決定する。

(附則)

この会則は、平成25年10月1日から施行するものとする。

一部改正 平成29年7月10日

一部改正 平成30年7月12日